

< 2009 年度 JLA 中堅職員ステップアップ研修 (2) >

5 月 17 日 (日) 塩見 昇 (日本図書館協会)

領域 : 図書館経営 政策動向の分析

領域の狙い : 図書館組織を維持・存続・発展させるための図書館経営の基本を学び、
図書館員に求められる経営実務能力を身につける。

内容 : 国や自治体の情報政策・経営効率化の動きなど、図書館をとりまく社会環境
の変化を知り、図書館政策を立案する際の今日的な課題を学ぶ。

【講義の概要】

1 2006 ~ 2008 年の一連の教育制度改革

2006 年 12 月の教育基本法改正に端を発した一連の教育制度改革は、図書館の基本を定める図書館法の拠って立つ基盤を大きく変えた。その流れを概観し、幾つかの問題点今後の課題について概説する。

06 年 12 月 教育基本法改正、施行

教育の目標 (第 2 条) 生涯学習の理念 (第 3 条)

社会教育 (第 12 条) 教育行政 (第 16 条)

教育振興基本計画 (第 17 条)

07 年 1 月 教育再生会議第 1 次報告

6 月 教育三法の改正 主として学校教育に関する制度改革

地方教育行政法 第 24 条の 2 (職務権限の特例)

中教審生涯学習分科会に「制度問題小委員会」を設置

08 年 2 月 中教審答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

知の循環型社会の構築を目指して」

「社会教育法等の一部改正案」閣議決定、上程

3 月 学習指導要領の改定 (告示)

5 ~ 6 月 改正案審議 可決、施行 (6 月 11 日)

7 月 教育振興基本計画策定 (閣議決定)

9 月 日図協、「改正図書館法等を踏まえ、取り組むべき図書館振興の課題」を
全国図書館大会で提起 課題の具体化へ

2 図書館法の改正 (2008 年 6 月 11 日施行)

「社会教育法等の一部改正」として図書館法を含む社会教育三法が改正、施行された。
教育基本法における「生涯学習」の法定

改正社会教育法

第 3 条（国及び地方公共団体の任務）

図書館法の改正された内容

第 3 条関係 図書館奉仕の留意事項、電磁的記録、学習成果の活用

第 5 条関係 資格取得の要件、大学における科目の省令化

第 7 条関係

7 条 司書及び司書補の研修

7 条の 2 設置及び運営上望ましい基準

7 条の 3 運営の状況に関する評価等

7 条の 4 運営の状況に関する情報の提供

第 15 条関係 図書館協議会委員の選出枠

改正にいたる国会審議等の過程で顕在化した事項（改正には反映せず）

施設整備における国の役割、責務

「教育の目標」と社会教育分野の事業の関係

司書、有資格館長配置の必要性、有効性、配置根拠規定

指定管理者制度適用の是非

国の刊行物の無償配布 など

今回の改正の特徴

3 改正図書館法等を踏まえた図書館振興の課題

* 別紙資料参照（日図協作成文書）

4 図書館の管理運営にかかわる政策動向

指定管理者制度をめぐって

制度の趣旨（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）

公の施設への適用状況と図書館の場合

国会審議と附帯決議

総務省の指導とその変化

制度設置当初の総務省通知

事務次官通知（2008 年 6 月 6 日）

日図協見解（2008年12月）

市場化テスト

大阪府で導入

日図協見解（2009年2月）

5 公務員制度改革とワーキングプアの問題

日本社会を席卷するすさまじい格差、貧困、雇用構造の問題は、図書館現場に働く人の6割が非正規職員、派遣職員であるという図書館労働の大本である。図書館事業の多くがこの人たちの過酷な労働によって担われている現実の直視を。

図書館における職員配置状況

非正規・臨時・派遣「司書」

地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告（2009年1月）

6 その他

【参考文献】

『改正教育基本法は図書館に何を期待しているか』日本図書館協会 2008年12月
塩見昇 新教育基本法と図書館法改正 『図書館界』60巻3号 2008年9月
特集・社会教育法、図書館法、博物館法改正の視座 『社会教育』2008年10月号

【配布資料】

改正図書館法

「改正図書館法等を踏まえ、取り組むべき図書館振興の課題」（日図協、08年9月）

改正法における〔生涯学習〕教育振興基本計画（抄 図書館関係分）

「公立図書館の指定管理者制度について」（日図協 08年12月）

【資料】 今次法改正における「生涯学習」の把握に関する関係条文等

教育基本法

第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の奨励に努めなければならない。

社会教育法

第3条（国及び地方公共団体の任務）

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高めようような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

図書館法

第3条（図書館奉仕）

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会を生きていく基礎を育てる

社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(1) 基本的考え方

「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化

「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

国・地方それぞれの役割の明確化

(3) 基本的方向ごとの施策

【基本的方向1】社会全体で教育の向上に取り組む

学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進

学校支援地域本部、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す

青少年を有害情報から守るための取組の推進

家庭の教育力の向上を図る

人材育成に関する社会の要請に応える

いつでもどこでも学べる環境をつくる

図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進

- ・図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。

【基本的方向2】個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

総合的な学力向上策の実施

- ・児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に加え、情報モラル教育の充実を促す

学校現場の創意工夫による取組への支援

・(現場の取組を支援するため)・・・図書の充実を図る

規範意識を養い、豊かな心と健やか体をつくる

体験活動・読書活動等の推進

・豊かな感性や情緒をはぐくむとともに、豊かな言語力を育成する観点から、朝読書をはじめとする読書活動の実施を促す。あわせて、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、地域や家庭における読書活動の取組みとも連携し学校図書館の機能の発揮を図るとともに、司書教諭が発令されていない学校においても有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める

【基本的方向3】教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

大学等の教育研究を支える基盤を強化する

大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化

【基本的方向4】・・・質の高い教育環境を整備する

質の高い教育を支える環境を整備する

教材や図書の整備、「分かる授業」の実現、「確かな学力」の向上、事務体制の効率化、家庭や地域との連携、学校における情報化の推進 など

学校図書館の整備の推進

学校図書館資料を充実させるため、平成19年度から23年度までの「学校図書館図書整備5カ年計画」に基づく単年度約200億円の地方財政措置の活用も促しつつ、学校図書館図書標準の達成を目指す。あわせて、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進めるとともに、学校図書館の諸事務にあたる職員の配置を促す。

教材の整備の推進

学校の情報化の充実

・・・IT新改革戦略に基づき、平成22年度までに、校内LAN整備率100%、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人、超高速インターネット接続率100%、校務用コンピュータ教員1人1台の整備、すべての教員がICTを活用して指導できるようになること、等

教育に関する研究成果等の蓄積・活用